

第24回薄川流域協議会 要旨

日時:平成17年10月13日(木) 18:30 ~ 21:10

場所:長野県松本勤労者福祉センター 1階 大会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - (1) 第23回協議会会議録
 - (2) 松本市への要望書
 - (3) 県への提言書(案)
- 3 松本市への要望書提出

資 料

第23回協議会会議録

資料は奈良井川改良事務所、松本合同庁舎行政情報コーナー、松本市役所、里山辺出張所で縦覧できます。

会員数

会員数 40名 (出席会員数 15名)

内 容

- 1 第23回協議会の会議録の内容について確認し、奈良井川改良事務所のホームページで公表することになりました。
- 2 松本市への要望書が第23回協議会での決定どおり修正されていることを確認し、松本市に要望書を提出しました。
- 3 県への提言書(案)について、野原座長から修正案が提案され、第23回協議会の決定どおり修正されていることを確認しました。
- 4 田口康夫さんから「9.1.超過洪水対策」と「11.1.堆積土砂対策」の追加文章が提案されました。
- 5 「9.1.超過洪水対策」への追加文章は、最後の2行「なお、討議検討を重ねたが意見を統一することができないものに関してはそれぞれの意見を併記することにします。」を「経過」の最後に追加し、それ以外を「9.流域対策」に入れることになりました。「9.流域対策」に入れる文章は、第24回協議会に提案された文章を基にして、会員から出された意見を参考にしながら、野原座長と田口康夫さんが修正案を作成することになりました。修正案が作成され次第会員に送付し、会員の意見を基に修正を行い、第25回協議会で内容を確認して提言書を提出することになりました。
- 6 県への提言書(案)「9.流域対策」に、* と* を追加することになりました。

- 7 県への提言書(案)「9.2.森林整備」の最後に* を追加することになりました。また、 を削除して、 から まで番号を一つずつ繰り上げることになりました。
- 8 県への提言書(案)「10.防災に対する危機管理」に*8)を追加することになりましたが、*9)は削除することになりました。
- 9 県への提言書(案)「11.1.堆積土砂対策」への追加文章は、「土砂の堆積は、供給土砂の量、地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化する。供給される土砂量と送流される土砂量とが釣り合うようにバランスを考慮した対策が必要である。長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が望ましい。それぞれの個別の対症療法のために予算を使うような非能率的なやり方を改め、上流域から下流域までを視野に入れた土砂移動論を確立させることが減災や公共事業費の節約につながる。」とし、最後の「つながる。」までを残し、つなぎの言葉を入れて文章を仕上げることになりました。
- 10 県への提言書に参考資料 - 2aを添付することが了承されました。

発言者の敬称は略してあります。

質疑・会員からの意見(会議録の内容について)

(野原座長)

会議録の内容について何か質問、修正事項がありましたらお願いします。よろしいですか。無いようですので原案どおり公表させていただきます。

質疑・会員からの意見(資料請求について)

(野原座長)

会員からの資料請求ですが、前回の請求資料は間に合わないようなので今回はやめにします。今回が実質最後になるかと思いますので、必要な資料がありましたらお願いします。

(野原座長)

事務局に聞きたいのですが、資料 50の中の平成11年6月30日から7月1日までの洪水の一番高い水位が2.17mとなっています。資料 50の裏面に計算式があり、2.17mをその計算式に当てはめてみたら、資料 43でいただいたピーク値68m³/sに大体合いました。

資料 43の計算値68というのは、この式を使って計算されたのか確認したいのです。

(事務局)

資料 43の実測値は、資料 50の裏面にある公式で出した流量ではありません。

(野原座長)

そうですか。この裏面の公式は何のために付けたのですか。

(事務局)

現在信州大学で水位を観測しておりますが、資料 50の式は信州大学で使用した式です。

(野原座長)

今でも、信大はこの式を使っているのですか。

(事務局)

現在のものは確認しておりませんので、分かりません。

(野原座長)

私がいろいろ調べたのですが、上の方で測定した水位と言っているから、古い観測装置が置いてある場所だと思います。上の水位がこれぐらいの洪水で2mも上がるようなことは考えられないのです。というのは3つの洪水を見てもらえばわかるように、昨年9月5日が大体1.6mだったのです。この洪水と比べると平成11年の洪水は明らかに規模が小さいのです。資料13の写真をもとに推察したのですが、2年前の10月頃には河床から橋脚の上面まで大体2.1m位だったのです。田中知事に指摘されて0.6m位浚渫した直後だったから、洪水の時には0.6mを加えた高さで考えていいはずですが。そうして追っていきますと、高々0.6m位の増水にしかなっていないのです。昨年の台風23号とか9月5日の洪水というのは栄橋で1m近辺まで増水していますので、栄橋の上のところの写真の様子、八竜橋の上の写真を見ても、昨年の台風23号のピーク時から2,3時間経過したぐらいの洪水の量しか見られないのです。そうすると、水位が2.1m上がったということは考えられないと。昨年の大きな台風の時、下の橋のほうで高々1.6m位ですから。私が観測したときの写真もありますが、上のほうでは、せいぜい1mくらいなんです。あそこは上が滝になっていて、増水すると普段考えられないような角度ですべり落ちてきますので、予想よりはるかに速い流速、ものすごい流速でした。高々1mくらいの増水しかなかったのに、2mというのは納得できないのです。過去のことをいろいろ言ってもしょうがないですが、今後のことのためにも自分たちでも本当にこの値が正しいのかどうかチェックしていただきたいのです。1mが2mとなれば流量は3倍くらいになりますから、そうすると大事な検証用につかっている波形ですので、これに合わせたら、結論として最後の計算値は3倍以上出てくるというようなことになりますので確認していただきたい。

もうひとつ、資料-9に平成11年6月30日と9月15日の洪水の流量がでています。9月15日の方が降雨量が多いし、ピーク値を見ても6月30日が17mmに対して、9月15日は33mmです。9月15日の方が流量のピーク値が大きくなるはずなのに、この表を見るかぎり逆転しています。この表の値だけですと68m³/sと64m³/sだから、差はエラーかなと思えば納得しますが、資料44の降雨パターンを見ても明らかにその差は出ているのです。ピークが2倍にもなっているから、200mmに引き伸ばしたときに大きく出ていいはずなのに同程度の値になっています。即ち、実降雨では9/15の方が高いと言う傾向を示しています。この傾向と比較した場合に資料-9の値はあまりにも違いすぎるのではないかという気がしているのです。これが計算式からきているのか、今言ったような水位の測定がきちんとされていなくて出たのか確認したほうがいいと思います。私の感じだと81年、昭和56年までさかのぼって大体同じようなエラーを含むような水位の状態になっているので、81年から今までで、分かっているのはここに挙げておきましたので、水位とか計算したピーク流量値、計算式を次回までにいただけませんか。

(田口康夫)

今年の台風では、九州の方でかなり降っていました。総雨量で1300mm、1000mm前後の雨が降っていました。その降り方が確率的に何年に1度だったのか調べれば分かると思います。ピークのところで良いのですが、1000mm前後降っている、他所でもかなり降っているところがあるので、何

年に1回位の雨量なのか調べて報告していただきたい。

インターネットで調べると、国土交通省が出している何年に1回という数字とある大学の先生が調べた何年に1回という数字がずれているのです。どういう形で確率を使って出したのか、その辺も含めて説明していただけるとありがたいのです。

質疑・会員からの意見(松本市への要望書)

(野原座長)

松本市への要望書に移りたいと思います。前回の決定事項の確認をしたいと思います。配布されている松本市への要望書と会議録の4項を見て、4項のとおり訂正されているか確認して頂きたいのです。

それでは、確認いただいたということで松本市への要望書はこの内容で提出したいと思います。

松本市への要望書提出

(野原座長)

要望書を提出するにあたって松本市長にお願いしたいのですが、本来この協議会というのは県の協議会ですが、ここに書かれている内容については直接市長さんに提出した方がよかろうということでもとめさせていただいた訳です。

ここに書いてあるからといって県の方は関係ないということではなく、主体をどこに置くかということで、この項目だけを抜き書きしてお願いしたいということです。特別に、松本市に是非ともという意見が出たのも、ここにおられる会員の方々の川をきれいにしたいということと、川を考えてきれいな都市づくり、総合的な都市計画づくりをやっていただきたいということの表われではないかと思います。

松本市だけに限ったことではありませんので、県と今後いろいろ相談しながら、立場はあるかもしれませんが、あまり壁を作らないようにして、お互いに密に連携連絡を取りながら、良い、美しい、環境に配慮した都市計画づくりに役立てていただきたいということをお願いしたいと思います。

それでは提出させていただきますのでよろしくお願いします。

【野原座長から松本市長(代理 高山義徳建設課長)に要望書を提出】

(松本市)

ただ今、要望書をお預かりしました。松本市総合計画策定の市民会議からの意見、提言と同じ中身のものもございますが、早速市長に報告させていただきたいと思います。

薄川につきましては県管理の河川ということでございますが、松本市の中を流れている河川ということで、協議会の皆様方には2年以上にわたって本当に熱心に松本市の治水計画、治水対策を協議いただいたことに対しまして、大変ありがたく思っております。ありがとうございました。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案),前回の決定事項の確認)

(野原座長)

次に、長野県への提言書(案)の審議に移ります。

まず、前回の確認事項から初めたいと思います。会議録の2ページ目を開けてください。原案どおりの箇所は省略させていただき、一つ一つ確認していきます。

7項の最後の所、「また、 は必要ない。」というようなことを追加するということになりました。これが追加されているか確認してください。最後の部分だけでいいです。 が必要ないという項目が、「9.1 超過洪水対策」に追加されているか。9.1の の最後の所になります。よろしいですか。

議事録の2ページ目の9項を見てください。「9.3 遊水地」に4)として「遊水地をつくらない」という意見を追加するということです。これが追加されているか確認願います。よろしいですか。

次に、10項を見てください。「危機管理マニュアルを作成すること」と「危機管理」という言葉が追加されています。これがそうなっているかどうか。よろしいですか。

下の方に行きまして、17項を確認願います。最後の所の付記の所です。よろしいですか。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「11.1 堆積土砂対策」への追加文章)

(野原座長)

前回の決定事項は確認していただいたということで、次、12項のところを見てください。

田口さんにまとめていただいた文章です。皆さんに事前にお配りしていますので、一読していただいていると思いますので、この内容を「11.1 堆積土砂対策」に、このまま入れて良いか確認をしたいのです。原案を見ながら確認していただくことにします。

(高橋邦夫)

11.1と の間に、この「堆積土砂対策」を入れるということですね。

前後の文章と比べると細かすぎるので、少し集約できないですか。原案の文章に対して、田口さんの文章が非常に細かく書いているのです。主旨だけ入れれば良いと思うのです。他のは、ほとんど箇条書きの様になっている。ところが田口さんののは非常に長い文章になっています。バランス上、少し細かすぎるので、「流域対策」と「堆積土砂対策」を2つとも要約できないでしょうか。

(野原座長)

高橋さんから、もう少し要約できないかという意見がありましたが、この件についてどうでしょうか。

(田口康夫)

要約してもいいとは思いますが、 から まではほとんどが具体的なやり方を書いているので、私はもっと総合的なことを考えた上での考え方を書いているので、少し内容が違うのです。

例えば、 は「特に栄橋云々」という具体的なこと。 も「浚渫の基準を作成すること」それから「ネック場所の橋毎に橋桁の浚渫云々」、すべて具体的にどこどこはどうやるという意見なんです。どうしてこういう風にしなければいけないかという内容を最初にもってくるのが大事だと思うので、こういう文章を作ったのです。ですから、もう少し短くしたいのならそれでいいのですが、主旨としてはそういう主旨で入れた訳です。バランス的に見れば、確かに「土砂対策」あるいは「流域対策」の2箇所だけに文章が入るという意味では、バランスがとれているとは言い難いです。

(野原座長)

文章の体裁よりも、内容がどうかなのです。体裁にこだわる必要は無いと思います。自分たちが思っていることをいかに伝えるかが大事です。同じ内容を伝えれば簡潔な方がいいと思いますが、そうでない限りはこだわる必要はないと思います。そういうことに関して皆さんいかがでしょうか。

(常田長時)

文章の体裁というのも読む側の立場からは非常に大事で、分かりやすさということもあるかもしれ

ませんけども、今座長さんの言ったことも理解できます。このままで良いような気がいたします。項目によって多少バランス的に悪いような感じがしても、長さ的にはこれくらいの範囲は読む方も我慢して読んでもらえると理解します。

(高橋邦夫)

田口さんのは総論的、一般的な言い方なのです。間違っている訳じゃないです。ところが、今まで記述しているのは、 から までは具体的にこの場所はこうするべきだという意見なのです。そういう意味でいくと、冒頭に持って行って、もう少し簡略に手直しをした方が良いんじゃないかという感じがします。

(野原座長)

具体的に、どこをどういうふうにした方がいいか分かりますか。

(高橋邦夫)

今、ここでという訳にはいかないのですが、例えば一番最後の「それぞれの流域で…」というのは削除しても良いと思います。それから、上のほうの真ん中辺のところも、「長い目で見れば…」なんて、これはもう言わずもがなで、削ってもいいんじゃないでしょうか。

(野原座長)

それに対して、田口さん、いかがでしょうか。

(田口康夫)

最初に、真ん中のところの「長い目で見れば…」というのを書いた理由は、上流から供給される土砂と下へ流される土砂のバランスが取れていれば、河床の低下とか、河床が上がるということが無くなるはずなんです。ところが、今までの砂防にしる、河川にしる、その辺のところをキチッと考えてやってきていないという事実がある訳です。だから、橋桁の下が掘られるとか、護岸が急速に下がって落ちてしまうとか、そういうことが実際起きているので、その辺を見直すためには、どうやって上で対処したらいいかと考えると、こういう言い方をしないとなかなか説明できないと思っています。普通の川というのは、供給と流れ去る土砂が釣り合うような対策、つまり河床が下がる方向にいつている場合には上流からもっと多くの土砂を供給させなければいけないと。それはどういうことかという、今までやってきた砂防事業の見直し、既存の砂防ダムのスリット化とか。森林の中でも、今までは河床が上がるような形で土砂が出てきたのですが、森林がある程度育成されてきた中では、多少の崩れも土砂の供給のために必要だという考え方も成り立っていく訳です。その辺を、ある程度文章に入るとこんなことになるかと思って入れた訳です。それから、下の方、「それぞれの流域で、対症療法のために…」という、これはそれぞれの部分で、例えば、砂防なら砂防でお金をかけて土砂を止めて、それが結果的に止めすぎた状態、あるいは森林の整備によって土砂流出が少なくなって、土砂の流出が全体的に減ってきている。上は上でやっている訳です。その結果、中流部や下流部で、あるいは海岸線では土砂の供給が少ないことによって、例えば海岸だったら陸地が浸食されて、それを止めるために消波ブロックのような物を入れて対処している訳です。いずれにしても、ものすごくお金を使ってきているのです。それぞれの所で原因をつくりながら、その尻ぬぐいを全く別の所でやって、お金を投入しているという、そういう今までのやり方は根本的に見直す必要があると考えて、こういうことを言っている訳です。これは大事なことだと私は思っているので、入れた訳です。こういうことが ~ に書かれているかということ、書かれていないので、もっと他の言い方で短く表現できればそれはそれに越したことはないけど、そういう目的で入れたということです。

(山田真一)

文章を簡単につめてみますと、「地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化する。長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が望ましいが難しいことである。上流部から下流部までのバランスを考慮した対策が必要である。それぞれの流域で対症療法のため予算を使うような非能率的なやり方を改め、上流域から下流域までを視野に入れた土砂移動論を確立させることが減災や公共事業費の節約につながる。」とすると4行くらいに収まるのではないのでしょうか。

おっしゃっていたバランス的なもの、それから地形的に常時変化する、変化するからバランスが大切であるということと、一番最初の「地形条件云々で絶えず変化している」ということと、上流から下流まで見たバランスを考慮して重要なことだと入れていったら、いかがでしょうかという意見です。

(野原座長)

田口さん、いかがでしょうか。

(田口康夫)

内容はそれで良いけども、文章的にどうかというのはよく分かりません。

(山田真一)

あと少し直して、3～4行にまとまるかと思います。

(野原座長)

もう一度、お願いします。

(山田真一)

「地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化する。長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が望ましいが難しいことである。上流域から下流部までのバランスを考慮した対策が必要である。それぞれの流域で対症療法のため予算を使うような非能率的なやり方を改め、上流域から下流域までを視野に入れた土砂移動論を確立させることが減災や公共事業費の節約につながる。」としたら大体言葉としては良いかと思います。

(常田長時)

「流域」というと河川全体というようにとられかねないので、「流域のそれぞれの区域で、対症療法」というように「それぞれの流域」としたらどうでしょうか。流域のそれぞれの場所でやっているから、それを各関連の部署が連携してやったほうが良いという意味ではないのでしょうか。「それぞれの流域」といういろいろな河川という意味ですが、ここでは河川の中のことのほうが分かり良いと思うのです。

それから、もう1点、「流域から云々」という文書を作る中で、海までというよりも河口までとしたらどうでしょうか。源頭部から海岸までというのを、源頭部から河口までということにしたらどうでしょうか。

(野原座長)

「個別の対症療法」にしたらどうですか。あまり「流域」だとか、そういう言葉を使わなくて。「個別」となれば、各々何でやるにしても、個々にやることになってしまうのです。また、「流域」と言えば、巽さんからも意見が出ていて、時間があればあとでやりますが、非常に語源そのものがいまいなのです。

田口さん、どうですか。「個別の対症療法」という風にして。

(田口康夫)

「個別の対症療法」というのが、上流の砂防、中流、下流の河川工事とか、そういうものはすべて入っているということが分かるようなものだったら、それはそれで良いのだけでも。

(野原座長)

「個別」と言えば、何をやるにしても含まれるということで、そういうことなんですけども。

(田口康夫)

「下流までの間での個別の対症療法」ですかね。それだったら分かりますけど。

(野原座長)

そうしたら、「上流から、下流までの個別の対症療法」。こういう言葉で良いですか。

(武居喜美雄)

そうすると、「上流から下流」が2度入ってしまうのです。上で「上流から下流までの個別の対症療法」と言って、その下に「上流から下流までを視野に入れた」とあるから、上は「個別の」だけで良いんじゃないでしょうか。

(野原座長)

そうですね。前の方は「個別」だけで良いですね。そうすると「個別の対症療法のため、予算が」という風書き換えて、この2行については、このまま生かすという形にしたいと思います。

(山田真一)

ただの「個別の…」よりも、「それぞれの個別の…」とした方が、格好は良いと思うけど。

(野原座長)

「それぞれの個別の…」という風にします。これはもうこの辺で、決めさせていただきます。

それから、上の方です。長い文章を要約するのであれば、具体的に書かれていることを消していく以外ないのです。具体例を除けばのこのままになってしまうし、ここに書かれている具体的な内容を消してしまって、例えば主な部分を「長い目で見れば、平均河床高が変化しないような対策が望ましい」と、主な言葉だけをとった形にして、うまく結び付けたらどうですか。田口さん、どうですか。

(田口康夫)

いま言われたことを直すとなると、「源頭部から海岸までを視野に入れた土砂の変動を把握して、それぞれの対策をしたらいい。」というようなことなんです。一般論の中に具体性を入れてしまったので長くなってしまっているの、基本的に一般論で全部示すというのも1つの方法です。

(野原座長)

例えば、「供給される土砂量と送流される土砂量のバランスなどを考慮した対策が必要である。」とすれば、その中間が消えてしまうし、上の具体的な内容も消されたような形で、主旨だけが分かるような形になるんじゃないかと思えますけれども。

(田口康夫)

その文章はそれでもいいですよ。

(野原座長)

例えばこういう文章を入れるとしてよろしいですか。まずは1つとして、「供給される土砂量と送流される土砂量が釣り合うようにバランスを考慮した対策が必要である。」と。

(田口康夫)

内容的には、それはそれでいいです。

(野原座長)

そうすると、さらにこれに上の部分をどれだけ入れるかなんですよ。

(田口康夫)

それでは、最初に「土砂の移動は、地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化する。」と、これはいいですか。

(野原座長)

その文章は残した方が気がします。1行目を「土砂の堆積は供給土砂の量、地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化するので、」というように具体例をここまで挙げたような形にして、「供給される土砂量と・・・」に結びつけるような形にすれば、かなり具体的な例も含んだような形にして、まとまるのではないかという気がします。

(田口康夫)

今の文章を入れて、それからすぐ飛んで、「供給される土砂量と・・・」までいって、文章を1個作りまして、そのあとに「長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が難しいが望ましい。」にしますか。そうすれば、具体性は無いけど、だいたい含まれますね。

(野原座長)

それでは整理いたします。「土砂の堆積は、供給土砂の量、地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化するので、長い目で見れば平均河床が」。条件の下に、他の例があるから、「移動条件等によって」と「等」をつけますか。

(田口康夫)

「変化する」で1回切って、「供給される土砂量と送流される土砂量とが釣り合うように」。

(野原座長)

そうすると、今言ったところはこういうようにします。「・・・絶えず変化する。」、ここまで入れて、その後「長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が望ましい。供給される土砂量、送流される土砂量が釣り合うようにバランスの取れた対策が必要である。」として、そのあと最後の2行をつけるという風でどうですか。今の文書を見直してすっきりさせる。

(田口康夫)

そうすると「長い目で見れば・・・」というのを後に持ってきた方が良くないですか。「供給される土砂量と、送流される土砂量とが釣り合うようにバランスのとれた対策をする。」それが、具体的には、河床が変化しないような対策が必要であるということですね。

(野原座長)

もう1回読みます。「土砂の堆積は、供給土砂の量、地形的条件や河床構造物などの土砂移動条件によって絶えず変化する。供給される土砂量と送流される土砂量とが釣り合うようにバランスを考慮した対策が必要である。それぞれの個別の対症療法のために予算を使うような非能率的なやり方を改め、上流域から下流域までを視野に入れた土砂移動論を確立させることが減災や公共事業費の節約につながる。」とし、「……つながる。」までを残し、つなぎの言葉を上手く工夫して文章を仕上げる。これでよろしいですか。

それではこのように、この文章は変えさせていただきます。

(田口康夫)

「バランスを考慮した対策が必要である。」は、それはいいんですけども、具体的な問題としてさっき言った「長い目で見れば平均河床高……」を入れるということではないですか。

(野原座長)

「考慮した対策が必要である。」の次に「長い目で見れば平均河床高が変化しないような対策が望ましい。」ですね。それで、「それぞれの個別の対症療法のために……」と、ずっと最後まで行くということですね。この文章は今のよう内容に書き直して、11.1の項目の内容として下に入れます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「9.流域対策」への追加文章)

(野原座長)

会議録の2ページの7項にありますように、前もってお配りしている田口さんの「流域対策」という文章を9.1に入れるということになったのですが、これについて意見を伺っていきます。

(高橋邦夫)

これについても長すぎますので、4行ぐらいにできないでしょうか。座長さんと田口さんに任せます。あまりにも長すぎるのです。前後の文章と比べると、ここだけなんで細かいことを言っているかという形になってしまうので、せめて5行か6行にまとめたらどうでしょうか。

(野口加寿子)

あまり略さないで、ある程度は具体的に書いてもいいと思います。

(野原座長)

他に、意見ありますか。田口さん、今の意見についてどうでしょうか。

(田口康夫)

6行にしるというのは難しいです。

(矢口幸子)

流域対策については長いこと、ここで皆さんいろんな意見を出し合ってきたので、ここでもう1回まとめるとい意味で、このくらいの文章は必要じゃないかと思ます。今まで議論してきたことが確かに具体的な項目の中には入っていますけど、もう1回確認するという意味で。私たちは分かりきっていて、散々議論してきた訳です。県の方たちも、ここにいる人たちは、散々こういう議論を聞かされている訳ですが、改めて田中康夫さんに、こういうことで思いを伝えたら良いのではないのでしょうか。

(武居喜美雄)

私も高橋さんと同じ意見で、要約していただきたいと思います。6行は厳しいかも知れませんが、もう少し短くしていただいた方が良いと思います。それと下のほうにある2行ですが、「なお討議検討を重ねたが意見を統一することができないものに関しては両論を併記することにします。」というのは、どちらかという全体にかかるものですから、「経過」の下にこの2行を入れたらどうでしょうか。「熱心な討議を重ねた結果、以下のとおり提言します。」の下に、この2行を入れていただいたら。「9.流域対策」だけに係わる問題ではなくて、その他すべてに係わってきているのではないのでしょうか。「10.防災に対する危機管理」とか「11.河川の維持管理」、こういった所に両論併記がある訳ですから、一番先に入れれば良いと思います。

(野原座長)

今の意見、いかがでしょうか。私もその方がすっきりするかと思います。

これは、1ページ目の「経過」のあとに移すようにします。田口さん、それでいいですね。

(田口康夫)

「両論」という言葉使いがまずかったと思います。流域対策の所に私の文章を入れる前の話ですが、先ほどの議事録の中で、野原さんと二木さんの個人的な意見として云々という発言のところがありません。そういう意味で、それを入れるために書いたのですが、「両論」というと委員会の総意として、例えば半分はどちらかの意見を支持して、残り半分はどちらかの意見を支持して両論併記と捉えられてしまうとまずいので、その辺は書き方を考えた方が良くないかと。私がここに書いたのは、そういう意味で、「両論」という言い方がまずかったのですが、こういう意見の人もいるというくらいの気持ちだったのです。

(野原座長)

そうすると、別に意見を統一できないものに関しては、「両論」という言葉を消して「それぞれの意見を併記する」で良い訳でしょ。「両論」という言葉を、そういうふうに変えて。

(田口康夫)

時間的に非常に少ないし、両論をキチッと議論して詰めて書いている訳ではないですから。

(野原座長)

そうすると「両論」という言葉を「それぞれの意見を併記する」と直して、ここの文章を「経過」の後に持ってくることにします。

そうすると本文のほうですが、簡略化した方が良くないという意見とこのままで良いという意見が出ていますが。

(田口康夫)

私は、理念的なことを入れたいのです。というのは、9.1とか、1)1、2は具体的なことを書いてあるのです。ここで改めて流域対策に関して理念的なことを入れて、しっかりした確認を前提にしてそれぞれのことを書いていくということと、もう一つ議事録にもありますが、意見が一致している部分に関しては文章化したほうが良いということで文章化したのです。一致している部分のことを強調する文章をここに入れたつもりなのです。理念の部分が不要ない、ここの部分は不要ないということを出してもらえば、文章を作りやすくなる。ここの理念は、皆さんで確認、共有していないというところがあれば出してもらえば良いし、前回出したこととダブる部分が結構あることは確かなのです。

最初からいくと、「近年、日本の各地で…」という部分。予想を上回る雨が降っているという言い回しが必要か、そうじゃないか、それをまず議論してもらって。

それから7行目あたり、「薄川の多くは山岳地帯に占められており…」で言いたいことは、必ずしも計画降雨量が降らなくても災害につながる可能性がありますよということです。そういう中で今度は、真ん中あたりで具体的に、「森林整備とか…」いろいろなやり方がありますと。その下には、堤防決壊によって被害が拡大するという今まで新潟とか九州とかで起きている災害が、そういうことで起こっているから、その辺を書いています。それから最後の方は、都市計画に治水という考え方を入れた具体的なことを少し書きました。一番下に行を空けて書いたのが、防災対策のそれぞれの具体的な対策を議論するのではなくて、河川の対策、治水の対策というのは、まちづくりの中で住みやすいまちを達成するためにすることと共通するものが結構たくさんあるのです。例えば、堤防の決壊を防ぐために樹木を植えるということは、樹木によって潤いとか温暖化を防止する内容も含まれるし、あるいは、内水氾濫を防ぐために染み込み易い対策をつくるというのは、夏場の気温の上昇を防ぐことにもつながる訳です。それから町場の中で緑地を増やすということも、降った雨を蒸散させるとか吸収するとか森林と同じような効果を町中でも発揮することができるのです。そういう効果というのは治水だけじゃなくて、生活にも良い影響を与えてくれますよと、そういうようなことを含めて書いたのが、一番最後の考え方なのです。ですから、その中の理念で必要とか、ここはダブっているから必要ないとかそういうことを言ってもらえば、むしろその辺のところを議論したほうが良いと思います。つまり、流域対策の中も、二木さんと野原さんの考え方が二分して議論されただけであって、それだけじゃまずいということでこういう文章を書いたらどうかということで提出したので、その辺を考慮した意見の出し方をしてもらえれば、この文章を短くすることは可能なので、もう少し深めてもらいたいです。

(高橋新吾)

先ほどの矢口さんの話に続きますが、初めに総論的なことがこのくらい書いてあっても良いという前提でこの文章を見ますと、改行マークを入れるとすっきりするような感じがします。ページ数は延びますが、すっきりすると思います。例えば上からいくと「…雨の降り方が大きく変わってきます。」で改行マークを入れると非常に読みやすくなってきます。文章を提出する場合には、「これら想定外の豪雨」は、ここで1回改行マークを入れていけば頭の中で具体的に残っていきます。しゃべり始めたら終わりまでしゃべる状態なので、改行マークをもう少し入れると読みやすいのではないかというのが私の意見です。内容的なことはさておいて、もう少し分かり易く、皆さんの頭にひとつひとつ入っていくようにするには、そうした方が良いのではないかということが私の意見です。

(高橋邦夫)

「流域対策」を要約するのは非常に無理があるのですが、例えば1行目の「近年、日本の各地で予想を上回る降雨が観測され大きな被害が生じています。これら想定外の豪雨は偶然性に近いところがあり、4～50年の記録の蓄積では説明できない現象です。また、これらの現象は、必ずしも計画降雨量を越えたときにだけ起こるとは限らず、様々な要素が関連し合っただけで氾濫現象を引き起こしています。予期することが難しいことを考慮すれば、「1. 総合治水対策の基本的考え方」で書かれているように、ハード面の限界を考慮し、溢れることを前提とした視点で対策を考え、災害規模を小さくするためのあらゆる方法が流域全体で採られる必要があります。具体的には森林整備、田畑の保全、透水性の地面など雨水を浸透させる、蒸散させる、溜める、ゆっくり流す、などのあらゆる対策を実現できる土地活用の方法や内水氾濫を防ぐための土地利用の仕方などを考えることが必要です。流域対策とは、河道内対策以外の様々な対策が複合的に機能してトータルで減災につながるような結果が出ることを目標とする事が大切です。またそれぞれの対策によって生じる自然環境への影響は、できる限り環境を壊さない方法を選ぶようにしていくことが必要です。」としたら要約できると思います。「てにをは」は直す必要がありますが。

(野原座長)

田口さん、今の意見はどうですか。

(田口康夫)

一番最後の3行を消すということですけど、この考え方というのは、今までにいろいろな人から意見が出されていますし、私も意見を出していますが、これは良くないですか。

(高橋邦夫)

他のほうで書いてあるので、必要ないということです。

(田口康夫)

前回出しているのに書いてあるということですか。確かに、前回のところで、このような意見は多少載っていますね。

(高橋邦夫)

表現は少し手直しが必要かと思います。このままでは、文章にならないかと思います。その辺は若干修正しなければいけないと思います。私が消した所は一般論だし、言っても言わなくてもいいのではないかと感じましたので、消してもいいのではないかという意見です。

(矢口幸子)

流域対策のことは努めて土地利用計画に係わってきますが、それですと、そのところがすっぱり削られてしまいます。私は、そこは生かしてほしいと思っています。散々そういうことを議論してきた経過がありますので、理念のところできちんとおさえてほしいと思います。

(野原座長)

ダブっている云々言い出すと、みんなの言葉もどれかに含まれるという結びつきが大体あるようになっているから、ダブっているから消すとなれば難しくなるのです。ダブっていても意思を伝える方が大事となると、残した方が良くということになります。どちらがよろしいでしょうか。文章を簡略化するのと、ダブってもいいから自分たちの意思を伝えることに重きを置くのと、どちらがよろしいでしょうか。

(常田長時)

私も、分かってもらうのが大事だと思いますので、多少長くなっても良いと、ダブっても良いと思います。「土地利用の云々」のところは、先ほどの様にまとめるのは大変なのですが、矢口さんの方で「この所は、こう」というのがあれば2～3行というか、要約して入れるのは賛成です。

(山田真一)

私もよくできた文章だと思います。ただ、土地利用政策のところだけが具体的になっているので、理念というにはいかがかと。補助金だとか被害保障だとか、こういうことは提言書の項目の中に入れるべきことで、「土地利用政策をして水害に強いまちづくり」ぐらいの方が良いと思います。それと、「その中でも絶対的に必要だ」とか、「優先順位でやってくれ」だとか、「現在の財政状況や技術レベルでは察知することが非常に難しいのが災害」だとか、「人間がコントロールすることができない」とか、こういう言葉は是非入れたいし、「溢れることを前提とした対策」というのも非常に良い形で入っていると思います。全体的には良いと思います。

(野原座長)

巽さんから、「流域」という言葉の意味をみんなで議論した方が良いのではないかという意見が出ています。ここで、「流域」ということを皆さんがどのように考えているのか、お聞きしたいのです。

どなたか、自分はこう思うという方いらっしゃいますか。

この言葉は分かりづらいですけど、ある程度は意思統一していないと、この文章も理解するのに、まちまちになってしまうのではないかという気がします。

(高橋邦夫)

「流域」というのは、「集水区域」なのです。

(野原座長)

私も最初は、もらった用語集を見てみたら、「川に水が流れ込む、雪が流れ込む」、それを「流域」と言うのだというような内容になっている。ところが、我々が今ここで議論しているのは、そういうことを越えて、川の沿川地域と言った方が良いでしょう。正確に言えば、そういうことで話をしているので、県の職員の方もここで言っているのは、そういうことだと言う話を聞いたのです。ところがその沿川流域をどこまでかということになると、またそこで範囲の限界が出てくるということで、はっきりこうだとは言えないのですが、ある程度の共通認識は必要じゃないかと思います。

(田口康夫)

皆さん、「流域」は「集水区域」と思っているかと思いますが、「流域」という言葉の示しているところで、おかしくなる所はどこですか。

(野原座長)

具体的ではなくて、「流域云々」って「流域対策」の言葉が入っているのです。その「流域」というのは、一体何なのかと言われた時にどこまでを「流域」というのか、その範囲が問題になってくることもあり得るから。例えば、薄川流域だと言えば源頭から田川までだとなれば、下流の河口までというようなことは論ずる必要ないということも出てきます。

(田口康夫)

例えば、田川流域の雨の問題は、薄川の流域に影響を及ぼすことも確かなのです。女鳥羽川流域も入り込んでから、奈良井川に入ってからしばらくは影響を及ぼすということは確かなのです。海岸線の問題に関しては、縦割的な発想でやってきたところに様々な問題点が生じてきた訳です。だから、無駄をなくすためにも視野を広げ、上流、いわゆる源流部から海までを視野に入れた考え方を導入して、今までの無駄を改善していく方向になれば、それが最もいいのではないかと思います。

「流域」そのものの定義をここでしないと問題点が出てくる場所を具体的に挙げていかないと、進まないじゃないですか。

(野原座長)

定義はできないと思います。

(田口康夫)

定義は「集水域」ということは、分かっているじゃないですか。

(野原座長)

ここで我々が議論したからといって、ここだけの話になってしまうし、言葉というのはどこの川にでも通用するような言葉でなければいけないから限定しないで考えるのか、ある程度限定して考えるか、それだけの話だと思うのです。私も最初は知らなかったのですが、この会員になったとき、資料16だと思いますが系統図に河川改修と流域対策という言葉と並べて書いて、その前に1/80と超過洪水という言葉がありました。あの分け方が最初に来ただけでも、超過洪水という言葉は国の基準に定義されていて、それからすると超過洪水そのものが、「流域対策」ということじゃないのです。あくまでも流域対策は流域対策で、超過洪水というのは計画規模を越えた場合ということだから、全然意味が違っていたと。ということで提言書(案)をつくる時にはそれは分けた形にしたのですが、そういうことで至るところでこの言葉が混同されて使われている面があるのです。

(高橋新吾)

話がいろいろ飛んでしまうと、これだけの文章を大勢でまとめるのは難しいと思うのです。山田さんのおっしゃったことに全面的に賛成しますので、あまり削るのも舌足らずになることがあるので、せっかくここまであれば山田さんの意見が論理的な意見だと思いますので、それでまとめていただければというのが私の意見です。

(野原座長)

これだけの文章を縮めることは、この席では難しいと思うので、この内容を基にして、今皆さんが言われた意見を参考にしながら、できる限り具体的な所で削除できる所があれば削除するという形で、もう一回私と田口さんと練り直すということにさせていただきませんか。いいですか。

私と田口さんと作った原案を、でき次第皆さんの所に送って、皆さんにも読んでもらって、何かあれば郵送で意見を聞かせていただいて、それを基にして直すところがあれば直すと、それを最終の提言書の内容にするということによろしいでしょうか。そういう風にいたします。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「9.流域対策」への追加文章)

(野原座長)

次に、常田さんから第22回協議会に提出されていた意見を時間の都合で審議していませんでしたので、検討していただきたいと思います。

まず、提言書(案)の1/5ページ目、今検討していただいた田口さんの原案をもう一回見直して「9.流域対策」に入れ、そのあとに「*」印の 、 、これを具体的に入れるという風にしたいのです。これは常田さんからの意見です。よろしいでしょうか。

これは、私がここに持ってきた方が良いと思ってここに持ってきているのです。よろしいですか。異論がないようですので、* 、* はここに入れさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「9.2.森林整備」への追加文章)

(野原座長)

2/5ページの「9.2.森林整備」の一番最後* を追加するというので、よろしいですか。

(田口康夫)

「短時間集中出水を抑制する。」とありますが、これはピーク流量を低くすることですね。

(常田長時)

短時間集中出水はピーク流量も下がるというのは当然ですが、例えば同じ雨量でも1時間で100mm降ったのと30分で100mm降ったのは違うというのが1つです。ピーク流量もさがるし、その時間差もあるという意味で、こういう文章にしました。短時間にパッと降ってワーと出てくるのを抑制できるのが森林だろうと考えて、こういう言葉にしてみました。

(野原座長)

林務課に教えていただきたいのですが、短時間集中出水に対して森林はどういう効果があるのですか。山歩きをしていて雨宿りすることがありますが、唐松は集中豪雨があると下までサーといき、葉とか枝とかで時間を遅らせてくれる効果がないみたいなのです。それに比べてクマザサは降った雨でもそこに溜めたような形、流れるのでも粗度係数という考えでみると邪魔してくれるから、なかなか下へ流れていかないというような現象を見ているんですけど、その辺を教えていただけますか。

(林務課)

一般には、川への流出量の平準化という言葉で森林の効果として言われていますが、先ほど言われました様に平準化というのは、1つにはピーク流量を下げるということと、もう一つは、河川の方で使う遅滞時間ですか、雨が降ってもすぐに出てこないという、遅れて出てくるという、そういう効果があるということです。それから、裸地と比較しての針葉樹とか、今唐松林とかというような、樹冠とか葉ということでの遮断というよりもむしろ、土壌ですね。ほとんどの雨は一旦土壌に浸み込みますので、浸透しやすくするために、土壌の維持と土壌を保護する下層植生や地表の腐植物の十分な量というような形での森林の効果と言いますか、森林の存在によって効果が発揮されるということです。短時間集中の抑制というと、ピーク流量を下げるのとピークを遅らせるのを同時に言われたような感じがするのですが。

(野原座長)

混交林化ということで、広葉樹を増やした方が良いという話があるのですが、そのねらいは何ですか。

(林務課)

薄川の方で検討している混交林化というのは、針葉樹と広葉樹に保水力に直接の差があるというのではなくて、針葉樹の一斉林だったらですね災害とか病虫害、気象害に弱い、弱いから森林が破壊されるというか森林が衰退するということになるので、広葉樹を混ぜることによって壊れにくい森林を造っていく、そのことによって森林状態を維持することによって機能が保持されるという考え方です。

(野原座長)

そうするとそれが主であって、集中豪雨に対して強いとか、幾らかは効果もあるのでしょうか、そういうのが主な狙いじゃないということですね。

(林務課)

集中豪雨が降った場合に、森林状態でなければ、一時にバーと出ますけども、それはやはり、集中豪雨が降ってもある程度というか相当程度は森林が吸収して徐々に河川に流出することになりますので、集中豪雨に対しても森林があるか無いかでは大きな違いがあります。

(野原座長)

混交化の方が効果があるのですか。

(林務課)

混交化といいますか、十分な下層植生と森林土壌があるということですので、それを失わないような森林が良いということですので、そういう森林は針葉樹の単純な一斉林よりは、混交林の方が強いであろうという考え方です。

(野原座長)

ほかにありますか。

(高橋邦夫)

「9.2.森林整備」の は漠然としていて抽象的すぎるのです。「森林整備に万全を期すること」、これでは何に万全にするのかさっぱり分からないのです。これは、前回の知事の答申に述べているので消すか、入れとすればもっと具体的に、例えば今、林務課長が言ったように「間伐の促進、あるいは林相転換を図りながら保水力の向上に努めること。」と書くなら分かりますが、「万全を期する」ではあまりにも抽象的なので、消した方が良いでしょう。

(野原座長)

この内容は、本当は含まれているのです。

(高橋邦夫)

もし入れるのであれば、私が言ったようなことを入れるなら分かるけど、ただあまりにも抽象的で、何に万全を期するのか、これではさっぱり分からないのです。

(野原座長)

前回までは、これは良いということでしたけど、どうですか皆さん。

前回の提言書の中にもこの内容は充分盛られているということで、ここではカットするということがよろしいですか。

そうすれば、 から までは、一つずつ繰り上げるという形にします。

そうすると、常田さんの意見はこのままでよろしいですか。

そうすれば、これはこのまま載せさせていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「10.防災に対する危機管理」への追加文章)

(野原座長)

「10.防災に対する危機管理」のところで最後の方の*8)と*9)を追加すると。

事務局の方に聞きたいのですが、今警戒水位を明示しているところはあるのですか。

(事務局)

薄川流域協議会で議論していただいております河川につきましては、田川の渚の水位局で警戒水位を設定しております。

(野原座長)

警戒水位が分かるように明示していますか。

(事務局)

現地には表示していないと思います。私どもの事務所で水位を観測しておりますので、その水位に達しましたら警戒水位に達したということで発表していますが、現地には特に明示は無いと思います。

(野原座長)

常田さん、これは現地にという意味ですよ。

(常田長時)

流域という言葉がいいかどうか分かりませんが、川の近くにいる何トン流れているから危ないぞと言うのではなくて、河川の近くの人たちは水位で危ないかどうか判断すると思うのです。警戒水位が設定されているということですので、現地で、危なそうな河川というのは、そういうものがある方が周りの人も分かりやすく、防災にも寄与するだろうということです。

実際には天竜川には、明示してあるところがあると聞いています。こちらでもそういう物があれば、周りの人が早急に、専門家が来て危ないよと言う前に理解できるのではないかとという意味です。

(野原座長)

橋脚の真っ正面にするとか、見えるように赤で印をするとか、そういうことでも良いですよ。

(常田長時)

一番は、河川の周りに住んでいる方が危険だということを察知して役所に言わないと、役所の方がいちいち回っているのではないだろうと思うのです。ですから早め早めに対策が取れるのは、一番具合がいいだろうという意味です。

(野原座長)

そういうことはやろうとすれば、可能なんですか。簡単にできるのですか。警戒水位やなんかを付けるとした場合。

(事務局)

表示自体はすぐできるでしょうけど、警戒水位を幾つに設定するかという問題がありますので、そちらの方に時間が掛かると思います。

(田口康夫)

こういう表示が、危なくなってきた時にすぐ避難体制に結びつける最初のシグナルだと思うのです。シグナルを要所要所に示しておくのは非常に大事だと思うので、警戒水位をどの位にするかというのは、当然しっかり考えて議論して決めていけば良いと思うのですが、それを明示することに関しては必要だと思います。特に、どの辺がどうというのは、優先順位を決めて最も危なそうな場所に、そういうものを早めに置くようにした方が良いと思います。

(野原座長)

この意見を追加することに関して異議ないですか。これで追加させていただきます。

(田口康夫)

* 9)は、「危険地域並びに減災対策を公示すること。」で分かりますか。もう少し具体的に、危険地域というのは、危険地域を指定するということですね。その部分の減災、危険にならないような対策をとるということですね。かなり短い言葉だから分かるかなと思うのですが、もう少し説明をつける。

(高橋邦夫)

常田さんに聞きたいのだけでも、「危険地域」という表現と「ハザードマップの区域」というのは、どう違うのですか。どういう意味で書いたのですか。

(常田長時)

「ハザードマップ」というのは、どのような考えで作るのかわかりません。ただ、危険地域というのは、例えば、庄内町で水がつかました。その時に市の担当の方から、薄川が整備できないからこんなに洪水になって困るという説明を受けました。その時のハザードマップというのは、薄川のハザードマップにそれが入っているかよくわかりません。ただ、危険な地域だということは確かだろうということで、私はこういう言葉を使った訳です。これは、その地域、行政区域でなくて、実際に水がつかそうな所、ここまでは水がつかそうですよということを示すのが、実際には住んでいる方に重要なことではないだろうかということで、「危険地域」という言葉でこだわることはまったくありません。ただハザードマップの作り方については理解していないので、例えば私の所、宮淵本村は危険地域ですよと言っても、実際に水で危険かどうかというのは、その土地土地で違うだろうという意味ですので、あまり言葉にはこだわりません。

(高橋邦夫)

県の方にお聞きしたいのだけど、「ハザードマップ」というものと「危険区域」というものの、区別はありますよね。私は概念的にあるのです。県の方はありますか。

結局、「ハザードマップ」というのは、床下か床上が議論の分かれるところですけど、床上までつかるといふような、いわゆる水害の地域をハザードマップで表示すると、危険というのは家が流される、人が流される、橋が流されるというような所を危険区域という風に区別しているんじゃないかと思うのだけど、県の考え方はいかがでしょうか。

(事務局)

まず、ハザードマップですけど、ある一定の条件を設定しまして、その上で、例えばある地点だったらの位の水位になるといふようなことを基にしまして、この地域ではどのくらい危険になりますという表現になると思います。「危険箇所」になるのかどうかについては、例えば、破堤する所はどこで破堤するか全て分からない訳です。田口さんに書いていただいた文章の中にも、土砂崩れだとか、堤防の破堤地点とかは、その時の状況等によってどこで起きるかはつかみきれないとありますように、どこが「危険地域」といふことを100%捉えることはできないと思います。

(高橋邦夫)

そうすると、あらかじめ「危険区域」を想定することはできないということですね。私はそうじゃないのですよ。ここは崩れるし、ここは橋が流されるから、ここは「危険区域」になりますよと、ある程度想定できるのではないかと思うのです。

(事務局)

それを想定するのが、「ハザードマップ」になると思います。

(高橋邦夫)

それは、違うのです。それは水害とかで水が浸かるところ、床上まで浸かる所。こういうところは、水が浸かる所は大体分かるのですよ。これは、「ハザードマップ」で指示する。それと、危険区域というのは違うと思うのですよ。

(事務局)

今「ハザードマップ」と言っているのは、洪水に対する「ハザードマップ」です。土砂災害に対する「ハザードマップ」は別にある訳です。土砂災害に対する「ハザードマップ」についても、条件を設定して、ここでこういう所で土砂崩れが起きたら、こういう区域に被害が及びますということで作っている訳です。それ以外の所が安全地域で、そこが100%危険地域ということまでは言い切れない訳です。

(高橋新吾)

事務局が言われるとおりで、例えば奈良井川の土手でどこが浸食するかということが分かっているはずはない。工事を施した所は起きないだろうということしか分からないだろうと思うのです。奈良井川の河道内に道があって一時期通れなくなりましたが、どこが崩れるかということが最初から分かっていたら当然先にやるから、危険区域ということになれば奈良井川沿岸全部ということになってしまう。高橋さんそれは無理ですよ。

(高橋邦夫)

そうすれば、*9)は必要ないということですよ。あらかじめ明示できないのだから。そういうことですよ。今の県の見解ならば、危険区域並びに減災対策を公示することができないのですよ。だって堤防がどこで崩れるか分からない、橋がどこで流されるか分からない、あらかじめ想定できないということであれば公示できないですよ。私はそうじゃないのですよ。ここが一番もろくて、一番流される所、壊れる所だから、危険区域というのはある程度想定できているのです。

(高橋新吾)

高橋さんが言いたいのはそういうことなんですが、「危険地域並びに減災対策を公示すること」を私なりに解釈しますと、松本市で作った「ハザードマップ」に赤線が引いてある地区があるのですが、なぜ赤線を引いたのかということが書いていないのです。しょっちゅう水がつく私の地域なんかは赤線が引いていないのです。「ハザードマップ」の赤線を引いてある理由を公示してくださいという意味に解釈したらどうですか。

(松本市)

高橋さんの質問にありました、庄内町の方は赤い線が引かれていなくて危険地域ではないのかということなのですが、市の方で配らせていただきました「防災マップ」ですが、そこにはまだ水の関係は入っておりません。土砂関係の危険区域を赤い線で囲ってありまして、その場所については、国県の調査を基に土砂災害の危険が起ころうであろう地域を想定して書いてあるものでございます。

(武居喜美雄)

先ほど、高橋さんがおっしゃるように2)に「ハザードマップを作成して水害危険地域を明確にし、」という言葉が入っています。そうすると「明示」することと「公示」することが違うと言えばそれまでですが、二重になるので*9)はいらないということになりませんか。

(野原座長)

そうですね。それで充分じゃないかと思うのですよね。

(常田長時)

全体の中で主旨が分かればいいと思いますので、特にこだわりません。削除していただいて結構です。

(野原座長)

そうすれば*9)は消させていただくということで、*8)を追加させていただきます。

質疑・会員からの意見(県への提言書 参考資料 - 2 a)

(野原座長)

私の手元に巽さんから意見書が来ていまして、「参考資料 - 2 a」については、前回の資料と内容的にあまり変わっていなければ必要ないのではないか。」という意見がありました。これについてお答えします。

前回の参考資料を書くときに、資料-48の昨年度の洪水のデータをぎりぎりまで待っていたのです。それが間に合わなかったので仕方なく、安全サイドに見て、そこで一旦切って、まとめたのです。その後、資料が出たので、書き直したのです。書き直して打ち出すまで、少なく見ても50時間から60時間かかっているのです。そういうことが分かっていたから、前回はぎりぎりまで待ったのですが、資料が間に合わなかったから一旦安全サイドで打ち切って、資料-48が出たから見直しました。主な資料については、肝心の数値については、ほとんど変わっています。私も調査しまして、一部、必要な内容を追加しました。初めは変わった点だけにして簡略化しようかと思ったのですが、そうすると見る人は全然分からなくなってしまうので、あらためて修正版として出しましたので、了解して頂きたいと思います。

質疑・会員からの意見(県への提言書(案)、「9.1 超過洪水対策」)

(野原座長)

9.1.の所に併記した二木さんの意見ですね。これに対して、具体的な対策案を入れた方が良いのではなかろうかという意見もあります。ここに書いてある後に追加して、どういう風にしたら良いという案があれば、追加したほうが良いかと思うのです。2/5ページの9.1.の2)の後ろに具体的な対策案が何か無いだろうかと。越す場合に、どうしたら良いということがあれば、2)の文章に具体的な対策案があったら、なおいいのではなかろうかということで、「これを越える場合にはどういう風にする」というような、そういう何かありませんか。

(二木一男)

470 m³/sの対策については、知事に答申をしている訳です。それでいいんじゃないですか。

(野原座長)

ここで言っているのは超過洪水だから、これを越える場合ということです。前回はこれを超えない範囲なので、470 m³/sまでの対策。これを越える場合についての意見が何かありませんかということなんです。

(二木一男)

そう簡単に1行や2行で入れられるものではなくて、いろいろ出ている訳でしょ。

9.1だけじゃなくて、「防災に対する危機管理」とか、「土砂対策」とか、「河川の維持管理」、「遊水地」、全てがこれにあたる訳ですよ。470 m³/sを越えた場合のことについて、全部。

(野原座長)

「遊水地はいらぬ」という二木さんの意見も出ていたから、それで代わるということですね。

特別に追加しなくて、そういうもので代わるということで、よろしいですね。

(二木一男)

この第2次の提言書そのものが全部470 m³/s以上の場合の対策になっている訳です。ここで1行や2行で説明できるものではないと思います。

まとめ

(野原座長)

確認いたします。

今日、前回の議事録に則って確認した内容はそのとおりにします。

田口さんから原案をつくってもらった分について、「11.1堆積土砂対策」については、今日決まったとおりの文章にします。

「9.流域対策」については、私と田口さんでもう一回見直し、それを皆さんに送って、見てもらって、最終的に決めて原案にするということによろしいですね。

次回、それを確認して提言書を提出するということにさせていただきます。

先ほど言いましたが、巽さんから言われている「流域対策」という言葉ですが、言い出せば他の言葉でも、言葉は知っているのだけど中身が食い違う言葉が多くて、話が通じないということがいっぱいあるのです。この点について巽さんも指摘したんじゃないかと、私もとらえています。私の座長任期中にはできませんでしたが、もし必要ならば次の座長さんに預けたような形にして、提案があったことに対して、我々も言葉の内容についてももう少し勉強して、必要な場合には、同じ認識に立って話をするということにしていきたいと思います。

それでは、次回の日程についてお願いします。

(事務局)

野原座長さんの任期が11月18日までとなっております。「9.流域対策」については再度文章を作成し、皆さんに意見をいただいた上での開催となりますが、なんとか11月18日までには開催したいと思いますので、ご協力をお願いします。

(野原座長)

私からもお願いしたいのですが、意見がある場合は事務局でも私でもいいから連絡いただくと。連絡が来なかった場合には、それでいいと見なしたということで決めますので、それだけは了解していただきたいと思います。